

気候都民会議条例（案）

（設置）

第一条 広範な都民と共に、脱炭素社会の実現及び気候危機の克服を図るため、知事の附属機関として、気候都民会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第二条 会議は、知事の諮問に応じ、脱炭素社会の実現及び気候危機の克服に資する施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項の重要事項について必要があると認めるときは、知事に建議することができる。

（組織）

第三条 会議は、委員百人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

一 無作為に抽出した都民の中から応募のあった者

二 公募に応募した都民

三 脱炭素社会及び気候危機に関し学識経験を有する者

3 前項第一号及び第二号に掲げる者の委嘱に当たっては、可能な限り、その委員構成に東京都の人口構成を反映させるものとする。

4 委員の任期は、一年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

（会長）

第四条 会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第五条 会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第六条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可非同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等聴取)

第七条 会議は、必要があると認めるときは、幅広い分野の学識経験を有する者等から意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第八条 会議の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(提案理由)

広範な都民と共に、脱炭素社会の実現及び気候危機の克服に資する施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議等を行うため、気候都民会議を設置する必要がある。